

「ふくい桜マラソン 2025」メディア広報業務仕様書

1 業務名

「ふくい桜マラソン 2025」メディア広報業務

2 目的

「ふくい桜マラソン 2025」のランナー募集および交通規制を幅広く県民等に周知・広報することを目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日（月）まで

4 「ふくい桜マラソン 2025」大会概要

受審資格認定者に参考資料を配布する。

5 業務内容

以下の内容について、ふくい桜マラソン実行委員会事務局（以下、「事務局」という。）と協議の上、テレビ、ラジオ、SNS等による広報を実施する。

広報内容および広報時期

【1】ランナー募集：令和6年夏の1～2か月程度

【2】交通規制：令和7年3月

(1) テレビスポットCMの企画、制作および放送

① 規格および制作内容

【1】ランナー募集および【2】交通規制を広報するテレビスポットCM（15秒）を制作すること

※ BGMに大会公式テーマソング「新/春風」（詞曲 ヒナタカコ）を使用すること（楽曲データは事務局から支給する）

※ CM内に大会スポンサーロゴの表示を予定しているが、実施にあたっては、事前に関係放送局と協議を図ったうえで内容を決定する。

※ 大会の記録動画などの素材は必要に応じて事務局から支給する。

※ 【2】交通規制は、大会前日までと当日の2パターン制作すること

② 放送本数

合計200本程度

※ それぞれの広報時期に合わせて実施する。

※ いずれも福井県内の放送局で実施するものとし、放送局・放送時間帯の提案を行うこと

③ 留意点

ア 出演者、エキストラ等の謝礼、旅費や、制作にかかる会場借料、設備費等の一切の経費は受託者が負担すること

イ 成果物（撮影した映像を含む）に係る著作権法（昭和45年法律第48号）上の一切の権利はふくい桜マラソン実行委員会に帰属するとともに、実行委員会および実行委員会が指定する第三者に対し、成果物の著作権者人格権について将来にわたり行使しないこととし、すべて2次利用できるものとする。

（2）ラジオスポットCMの企画、制作および放送

① 規格および制作内容

【2】交通規制を広報するラジオスポットCM（20秒）を制作すること

※ BGMに大会公式テーマソング「新/春風」（詞曲 ヒナタカコ）を使用すること（楽曲データは事務局から支給する）

※ 大会前日までと当日の2パターン制作すること

② 放送本数

合計50本程度

※ 広報時期に合わせて実施する。

※ 福井県内の放送局で実施するものとし、放送局・放送時間帯の提案を行うこと

③ 留意点

（1）のテレビスポット用CMと同様

（3）SNS広告の配信

【2】交通規制を広報するYouTube広告を掲出すること

※ 広告の内容は（1）の制作物をベースにリサイズすること

※ 広告のリンク先は大会ホームページとすること

※ 広報時期に合わせ1か月程度実施すること

※ 配信エリアは福井県内とすること

（4）屋外広告

① 駅構内のデジタルサイネージ等

【1】ランナー募集を広報する広告を、福井県内主要駅構内のデジタルサイネージ等に掲出すること。

※ 広告の内容は（1）の制作物をベースにリサイズすること

※ 広報時期に合わせ1か月程度実施すること

② 公共交通機関のラッピング

【1】ランナー募集を広報する広告（ラッピング）を、福井駅発着の路線バスに掲出すること

※ ラッピング車両は1台とし、マラソンコース周辺を運行する路線とすること

※ 広報時期に合わせ2か月程度実施すること

※ ラッピングは側面ワイド（乗降口側）で行うこと

※ ラッピング原稿は、aiデータおよびPDFデータで作成し、事務局およびバス会社に納品すること（原稿の素材は必要に応じて事務局から支給する）

③大名町交差点懸垂幕

【2】交通規制を広報する懸垂幕（W1,500mm×H10,000mm）を、大名町交差点に設置すること

※ 広報時期に合わせ1か月程度実施すること

(5) 地域情報誌（Famile（ファミリー））へのチラシ折込

事務局が別途製作・納品する【2】交通規制の広報チラシ（A3）を、地域情報誌のFamile（ファミリー）に折り込むこと

※ 配付エリアは福井県嶺北とすること

※ 配布時期は3月下旬とすること

(6) その他独自提案

【1】ランナー募集に関して、近隣の石川県・富山県におけるメディア広報内容について独自の提案を行うこと。企画提案を行った内容については、事務局と協議のうえ実施すること。

（参考：実施項目一覧）

項目	【1】ランナー募集	【2】交通規制
(1)テレビスポットCM	○	○
(2)ラジオスポットCM	—	○
(3)SNS広告	—	○
(4)屋外広告		
①駅構内のデジタルサイネージ等	○	—
②公共交通機関のラッピング	○	—
③大名町交差点懸垂幕	—	○
(5)地域情報誌へのチラシ折込	—	○
(6)その他独自提案	○	—

6 成果品の提出

(1) 成果品

- ・業務完了報告書（様式任意）
- ・各種制作物データ（動画・音声含む）および実施結果（放送確認書含む）
- ・その他事務局が指定する資料

※成果品の納入後、内容に不備があった場合には、速やかに受託者の負担で是正を行うこと。

(2) 納入先

〒910-8580 福井市大手3丁目17番1号

ふくい桜マラソン実行委員会事務局

（福井県交流文化部文化・スポーツ局ふくい桜マラソン課内）

7 その他

- 本業務の実施において、事務局担当者と密接な打ち合わせを行うなど、相互の信頼関係を維持し、かつ、業務上知り得た情報については契約期間中および契約終了後においても一切漏洩してはならない。
- 成果品に関する権利は、受託者の固有の知識及び技術を除き、全てふくい桜マラソン実行委員会に帰属する。また、当該団体が廃止された場合は福井県に帰属するものとする。
- 本業務の履行に必要な一切の経費（旅費、資料作成費等を含む。）は契約額に含まれるものとする。
- 処理が困難な事案が生じた場合には、速やかに事務局担当者に報告し、処理方針の指示を受け対応を図るものとする。
- 本仕様書に記載のない事項および疑義が生じた場合には、事務局と協議のうえ、その指示に従うものとする。